

## 「生活者としての外国人」のための「標準的なカリキュラム案」の改定に関するワーキンググループの進め方

### ○経 緯

平成 22 年に国語分科会において「「生活者としての外国人」に対する日本語教育の標準的なカリキュラム案について」(以下、「標準的なカリキュラム案」という。)が取りまとめられた。そして、平成 25 年に日本語教育小委員会に設置された「論点整理に関するワーキンググループ」が取りまとめた「日本語教育の推進に向けた基本的な考え方と論点の整理について(報告)」において、具体的な施策の方向性や日本語教育の推進方策を議論していく際の検討材料として論点が 11 に整理された。この論点 4 として「カリキュラム案等の活用について」が示されている。

### ○現状と課題

- ・ 国内の「生活者としての外国人」に対する日本語教育においては、国語分科会で策定された「「生活者としての外国人」に対する日本語教育の標準的なカリキュラム案について」が活用されているが、日本語の熟達度を示すレベルや言語活動別の詳細な能力記述は示されていない。
- ・ 「標準的なカリキュラム案」に示された「生活者としての外国人」が日常生活を営む上で必要とされる「生活上の行為の事例」について、社会状況の変化に鑑み、見直しを含めた検討が必要である。

### ○目 的

- ・ 「日本語教育の参照枠」を踏まえ、「生活者としての外国人」が日常生活を営む上で必要とされる生活上の行為を日本語で行い、言語・文化の相互尊重を前提としながら、自立した言語使用者として生活できるようにするため、「標準的なカリキュラム案」の改定を行う。

### ○方 法

- ・ 日本語教育小委員会での審議と並行して、小委員会の下にワーキンググループを設置し、審議のための検討及び資料作成を行う。
- ・ 審議における参考として調査研究を実施し、その結果を踏まえた検討を行う。

### ○検討事項(案)

- (1) 「標準的なカリキュラム案」におけるレベルについて
- (2) 「標準的なカリキュラム案」で扱う生活上の行為の事例について
- (3) 「標準的なカリキュラム案」で扱う生活上の行為の事例に対応する言語活動別の学習項目の要素について
- (4) 「標準的なカリキュラム案」Can-do の作成について

# 「生活者としての外国人」のための「標準的なカリキュラム案」の改定に関する 調査研究 概要（案）

## ○目 的

「日本語教育の参照枠」を踏まえ、「生活者としての外国人」が日常生活を営む上で必要となる生活上の行為の事例を収集し、「標準的なカリキュラム案」の改定に向けた基礎資料とする。

## ○期 間

令和2年8月～令和3年3月（予定）

## ○内 容

令和元年度から取りまとめを行っている「日本語教育の参照枠」及び「標準的なカリキュラム案 Can-do」を参考に、レベルの検討を行う。また、検討の結果、現在含まれていない生活上の行為の事例を複数の調査手法により収集する。併せて、生活上の行為の事例をもとに Can-do 作成を行う。

### （1）レベルの検討

「日本語教育の参照枠」及び「標準的なカリキュラム案 Can-do」を精査し、レベルの分析を行う。

### （2）先行研究に基づく調査

「生活者としての外国人」を対象とした日本語教育の内容に関する先行研究を参考とし、追加すべき生活上の行為の事例の文献調査を実施する。

### （3）実態調査

「生活者としての外国人」を対象とした日本語教育を実際に実施する団体に協力を得て、外国人を対象に実態調査を実施し、追加すべき生活上の行為の事例を収集する。

### （4）（2）～（3）の調査の結果分析

（2）先行研究に基づく調査、（3）実態調査による結果を分析し、将来的に「標準的なカリキュラム案」に盛り込む事例を選定するとともに、生活上の行為の事例に対応する言語活動別の学習項目の要素として整備する。

### （5）（4）による分析結果を踏まえた Can-do 作成

（4）において整備した生活上の行為の事例及び「標準的なカリキュラム案 Can-do」を参考として、追加する候補としての Can-do を作成する。

## ○その他

本調査研究は、「生活者としての外国人」のための「標準的なカリキュラム案」の改定に関するワーキンググループの意見を聞きつつ実施する。